

おくやみハンドブック
（ご遺族の手続きガイド）

須賀川市



ご遺族さまへ

ご逝去を悼み心からお悔やみ申し上げます。

須賀川市では、亡くなられた方に関する市役所での手続きと市役所以外での主な手続きをまとめた「おくやみハンドブック」を作成いたしました。

ご不明な点がございましたら、担当窓口にお問い合わせください。

このハンドブックが、少しでもお役に立てることを願っております。

須賀川市

死亡日

7日以内

死亡届

5ページ参照

死亡届の受理後、火葬許可証をお渡しします。
1～2週間程度経過すると、死亡された記載のある住民票や戸籍謄本などが取得できるようになります。

14日以内

児童扶養手当・ひとり親家庭医療の手続き

14～15ページ参照

15日以内

児童手当・こども医療の手続き

14～16ページ参照

3か月以内

相続の手続き

4か月以内

準確定申告

10か月以内

相続税申告

1年以内

遺留分侵害額請求

2年以内

葬祭費や高額医療費等支給申請・国民年金死亡一時金請求

7～11ページ参照

5年以内

未支給年金請求・寡婦年金請求・遺族年金請求

9～11ページ参照

手続きチェックリスト

本おくやみハンドブックでご案内のページをご参照ください。

亡くなられた方について		チェック欄	参照ページ
死亡届 火葬許可	これから死亡届を提出するとき	<input type="checkbox"/>	P.5
住民登録	印鑑登録をされていた方	<input type="checkbox"/>	P.5
	住民基本台帳カードをお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.5
	マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.5
健康保険	国民健康保険の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P.7
	後期高齢者医療の被保険者だった方	<input type="checkbox"/>	P.8
公的年金等	国民年金被保険者または年金を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.9
	農業者年金加入者または年金を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.12
介護保険	介護保険証等をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.13
	高額介護サービス費を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.13
子育て	児童手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.14
	児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.14
	特別児童扶養手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.15
	ひとり親家庭医療費助成を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.15
	こども医療費受給資格者証をお持ちだった方	健康保険の被保険者が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>
対象児童が亡くなられた場合		<input type="checkbox"/>	P.16

亡くなられた方について		チェック欄	参照ページ
税金	市税などを口座振替で納付されている方で口座名義人が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>	P.17
	市・県民税、固定資産税、都市計画税が課税されていた方	<input type="checkbox"/>	P.18
	原付バイク、小型特殊自動車を所有されていた方	<input type="checkbox"/>	P.18
障がい	身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.19
	重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった方	<input type="checkbox"/>	P.19
	特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、 特定疾患患者福祉手当、重度心身障害児介護手当を受給されていた方	<input type="checkbox"/>	P.20
	自立支援医療受給者証（精神通院医療）（更生医療）（育成医療）をお持ち だった方	<input type="checkbox"/>	P.20
道路	・道路占用をしていた方 ・法定外公共物（水路など）を使用していた方	<input type="checkbox"/>	P.20
山林・農地	山林を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.21
	農地を所有していた方	<input type="checkbox"/>	P.21
市営墓地	市営墓地を使用していた方 ・墓地公園 ・木之崎霊園 ・大山墓地	<input type="checkbox"/>	P.22
住宅	市営住宅に入居していた方	<input type="checkbox"/>	P.23
	空き家になる場合	<input type="checkbox"/>	P.23
上下水道	上下水道を使用している家庭で使用名義人が亡くなられた場合	<input type="checkbox"/>	P.24

死亡届・火葬許可・住民登録

死亡届、火葬許可・斎場利用許可申請の手続き

※火葬がお済みの場合は、すでにこの手続きは完了しています。

期 限

死亡の事実を知った日から7日以内

持ち物

死亡届書（医師の死亡診断書または死体検案書が添付されているもの）

受付窓口・問い合わせ先

●市役所1階 市民課
☎ 0248-88-9134

印鑑登録証、住民基本台帳カードの手続き

◇亡くなられた方がお持ちだった場合は、返納してください。

持ち物

印鑑登録証、住民基本台帳カード

問い合わせ先

●市役所1階 市民課
☎ 0248-88-9134

受付窓口

●市役所1階 市民課
●各市民サービスセンター

マイナンバーカード（個人番号カード）の手続き

◇法令上、返納する必要はありません。

亡くなられた方に関する今後の各種手続きにおいて、マイナンバー（個人番号）が必要になる場合がありますので、しばらくの間保管しておいて、手続き終了後にカードを破棄してください。

受付窓口・問い合わせ先

●市役所1階 市民課
☎ 0248-88-9134

戸籍証明書の広域交付

配偶者及び直系の親族が「写真付きの身分証明書」を提示すれば、須賀川市以外に本籍地がある方も須賀川市の窓口で戸籍（除籍）謄本を請求できるようになりました。詳しくは、市民課（0248-88-9134）にお問い合わせください。

亡くなられた方の戸籍証明書の請求

◇亡くなられた方の本籍地が須賀川市の場合は、下記のとおり請求してください。

請求できる方

- ①亡くなられた方と同じ戸籍に記載されている方
- ②配偶者
- ③直系の親族
(亡くなられた方の祖父母、父母、子、孫など)
※兄弟姉妹、伯(叔)父、伯(叔)母、甥、姪は該当しません。
- ④任意代理人
- ⑤法定代理人(親権者、成年後見人)
- ⑥正当な理由がある第三者

手数料

必要な戸籍証明書によって手数料が異なります。

受付窓口

- 市役所1階 市民課
- 各市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所1階 市民課
- ☎ 0248-88-9134

持ち物

①の方が請求する場合

- ・請求者の本人確認書類(次のAまたはBのいずれか)

(A) 1点で確認できるもの

マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、写真付き住民基本台帳カード、在留カードまたは特別永住者証明書、その他官公庁署発行のもの

(B) 2点で確認できるもの(イ1点とロ1点またはイ2点)

イ:健康保険証または資格確認書、年金手帳、医療受給者証などの官公庁署発行のもの

ロ:診察券、請求者本人の預金通帳、学生証、社員証など

【②③の方が請求する場合】

- ・請求者の本人確認書類

【④の方が請求する場合】

- ・委任者が作成した委任状(P.31参照)
- ・任意代理人の本人確認書類

【⑤の方が請求する場合】

- ・関係が証明できる書類など
- ・後見登記などの登記事項証明書または裁判所の謄本、またはその他代理権を証する書類の原本(作成後3か月以内のもの)
- ・法定代理人の本人確認書類

【⑥の方が請求する場合】

- ・詳しくは、市民課(☎ 0248-88-9134)にお問い合わせください。

国民健康保険の手続き

- ◇亡くなられた方が国民健康保険に加入していた場合は、保険証または資格確認書を返還してください。
- ◇喪主（葬祭執行者）の方は、葬祭費の申請ができます。
- ◇亡くなられた方が世帯主で、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合は、被保険者の世帯主変更が必要です。
- ◇国民健康保険税の納税義務者（世帯主）が亡くなられた場合は、「相続人代表者届出書」の提出が必要です。

期 限

【保険証または資格確認書の返還、世帯主変更】
早めにお手続きをしてください。

【葬祭費の支給申請】
葬祭を行った日の翌日から2年以内

受付窓口

- 市役所 1階 保険年金課 国保給付係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1階 保険年金課 国保給付係
- ☎ 0248-88-9135

持ち物

- 亡くなられた方の国民健康保険証または資格確認書（お持ちの方のみ）
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 同じ世帯の方の国民健康保険証または資格確認書（お持ちの方のみ）
（世帯主変更の場合のみ）
- 喪主（葬祭執行者）であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表など）
- 喪主（葬祭執行者）の預金通帳
- 喪主及び窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行で請求者の顔写真付きのもの1点または顔写真がないもの2点）
- マイナンバーの確認ができるもの（マイナンバーカード、通知カードなど）

後期高齢者医療制度の手続き

- ◇亡くなられた方が後期高齢者医療制度に加入していた場合は、保険証または資格確認書を返還してください。
 - ◇喪主（葬祭執行者）の方は、葬祭費の申請ができます。
 - ◇葬祭費の申請の際に、あわせて「申立・誓約書」の届出をお願いします。
- ※届出によって、高額療養費などの給付があった場合に受け取ることができます。

期 限

【保険証または資格確認書の返還】
早めにお手続きをしてください。

【葬祭費の支給申請】
葬祭を行った日の翌日から2年以内

受付窓口

- 市役所 1階 保険年金課 年金高齢者医療係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1階 保険年金課 年金高齢者医療係
- ☎ 0248-88-9137

持ち物

- 亡くなられた方の後期高齢者医療被保険者証または資格確認書
- 限度額適用認定証、特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）
- 喪主（葬祭執行者）であることが確認できるもの（会葬礼状、葬儀の日程表など）
- 喪主（葬祭執行者）の預金通帳
- 喪主及び窓口に来る方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など官公署発行で請求者の顔写真付きのもの1点または顔写真がないもの2点）
- 法定相続人（配偶者、子など）の預金通帳

公的年金関係の手続き①

◇未支給年金の請求

国民年金・厚生年金などの公的年金は、日本年金機構や各共済組合から後払いで支給される一方、受給権は死亡当月まで続くため、受給者が亡くなられたときには受けとれなかった支払月分が生じ、これを未支給年金といいます。

年金受給者が亡くなられた当時に生計同一であった一定の要件を満たすご遺族は、この未支給年金について、亡くなられた方に代わり、請求することができます。

※3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。

期 限

早めに受付窓口へお問い合わせください。
なお、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書など）をあらかじめお手元にご用意ください。

受付窓口

①市役所1階 保険年金課 年金高齢者医療係
☎ 0248-88-9137

②郡山年金事務所
☎ 024-932-3434（代表）
☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

※共済年金を受給されていた場合は、共済組合で手続きしていただく場合があります。

持ち物

受付窓口にお問い合わせください。

その他

亡くなられた方と請求者が別住所の場合、生計同一証明書（第三者による証明）が必要になります。

memo

公的年金関係の手続き②

◇遺族厚生年金の請求

厚生年金の受給者または被保険者であった方が、一定の要件（下記「その他」を参照）を満たして亡くなったときは、その方に生計維持されていた一定の要件を満たすご遺族の方が受けられます。

期 限

早めに受付窓口へお問い合わせください。
 なお、亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書など）をあらかじめお手元にご用意ください。

受付窓口【事前予約制】

- 郡山年金事務所
- ☎ 024-932-3434（代表）
- ☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

持ち物

受付窓口にお問い合わせください。
 なお、市役所1階保険年金課（☎ 0248-88-9137）でもご案内します。

その他

遺族厚生年金は、亡くなられた方が次のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ①被保険者期間中に亡くなられたとき。
- ②被保険者期間中に初診日のある病気・けがで5年以内に亡くなられたとき。
- ③1級・2級の障害厚生年金の受給権者が亡くなられたとき。
- ④資格期間が25年以上ある老齢厚生年金の受給者、または老齢厚生年金の資格期間が25年以上ある人が亡くなられたとき。

公的年金関係の手続き③

◇寡婦年金、死亡一時金、遺族基礎年金の請求

◆寡婦年金

国民年金の第1号被保険者（任意加入被保険者含む）として国民年金保険料を納めた期間（免除期間含む）が原則10年以上あり、かつ老齢基礎年金などを受けていない夫が亡くなったとき、婚姻期間10年以上で夫に生計維持されていた一定の要件を満たす妻が60～65歳の間に受給できる年金です。

◆死亡一時金

国民年金の第1号被保険者（任意加入被保険者含む）として国民年金保険料を納めた月数が原則36月以上ある方が、老齢基礎年金を受けることなく亡くなったとき、その方と生計を同じくしていた一定の要件を満たすご遺族（3親等以内で生計同一のご遺族に限ります。また、請求順位があります。）が受け取ることができる一時金です。寡婦年金が受けられるときは、どちらか一方の選択となります。

◆遺族基礎年金

国民年金の受給者・被保険者、または被保険者であった期間がある方で、一定の要件（下記「その他」を参照）を満たしている方が亡くなったとき、その方によって生計維持されていた「18歳到達年度の末日までにある子（障がいのある子の場合は20歳未満）がいる配偶者」または「当該年齢にある子」が受給できる年金です。遺族基礎年金を受給できる場合、寡婦年金や死亡一時金は受給できません。

期 限

受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口

①市役所1階 保険年金課 年金高齢者医療係

☎ 0248-88-9137

②郡山年金事務所

☎ 024-932-3434（代表）

☎ 0570-05-4890（予約受付専用）

持ち物

請求する年金・一時金の種類によって異なりますので、受付窓口にお問い合わせください。

その他

遺族基礎年金は、亡くなった方が次のいずれかに該当する場合に支給されます。

- ①国民年金に加入中に亡くなったとき。
- ②加入をやめた後で、60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいたこと。
- ③資格期間が25年以上ある老齢基礎年金を受けていたこと。
- ④老齢基礎年金の資格期間が25年以上あること。

※①②の方は、一定の保険料納付要件を満たしていなければなりません。

農業者年金の手続き

◇年金に加入していた方が亡くなられた場合

- ・死亡関係届出書の提出
- ・死亡一時金の請求※1

◇年金を受給していた方が亡くなられた場合

- ・死亡関係届出書の提出
- ・年金証書の返還
- ・未支給年金の請求※2
- ・死亡一時金の請求※1

※1・2を請求できる方は一定の条件が必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所 2階 農業委員会事務局
☎ 0248-88-9165
- 最寄りの夢みなみ農業協同組合各支店

持ち物

- 亡くなられた方の年金証書
 - 加入者または受給者の死亡が確認できる書類
(戸籍謄本など)
 - 未支給年金または死亡一時金請求者の預金通帳
 - 未支給年金または死亡一時金請求者の戸籍抄本
- ※詳しくは受付窓口にお問い合わせください。

児童手当の手続き

◇亡くなられた方が児童手当を受給されていた場合は、受給者変更の手続きが必要です。
また、未支払の児童手当がある場合は、未支払児童手当の請求手続きが必要です。

期限

亡くなられた日の翌日から15日以内（受給できない月が発生しないための期限）

受付窓口

●市役所1階 こども課

問い合わせ先

●市役所1階 こども課
☎ 0248-88-8114

持ち物

【受給者変更手続き】

- 新たに請求者になる方の健康保険資格確認書等
- 新たに請求者になる方の振込先口座がわかるもの
- 申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

【未支払児童手当請求手続き】

- 養育者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）
- 対象児童の振込先口座がわかるもの（児童名義のものがない場合は、保護者名義のもの）

児童扶養手当の手続き

◇亡くなられた方が児童扶養手当を受給されていた場合は、手続きが必要です。
◇亡くなられた方が支給対象の児童であった場合は、手続きが必要です。

期限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所1階 こども課

問い合わせ先

●市役所1階 こども課
☎ 0248-88-8114

持ち物

個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくはこども課（☎0248-88-8114）にお問い合わせください。

特別児童扶養手当の手続き

◇亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給されていた場合は、手続きが必要です。

◇亡くなられた方が支給対象の児童であった場合は、手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所1階 社会福祉課

問い合わせ先

●市役所1階 社会福祉課

☎ 0248-88-8112

持ち物

個々の状況によって手続きが異なりますので、詳しくは、社会福祉課(☎0248-88-8112)にお問い合わせください。

ひとり親家庭医療費助成の手続き

◇亡くなられた方がひとり親家庭医療費助成を受給されていた場合は、資格者証の返還など手続きが必要です。

◇亡くなられた方が対象児童であった場合は、手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所1階 こども課

問い合わせ先

●市役所1階 こども課

☎ 0248-88-8114

持ち物

ひとり親家庭医療費受給資格者証

こども医療費受給資格者証の手続き

◇亡くなられた方が被保険者であった場合は、被保険者、こどもの保険情報、口座などの変更手続きが必要です。

◇亡くなられた方が対象児童であった場合は、資格者証返還の手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

●市役所1階 こども課

問い合わせ先

●市役所1階 こども課

☎ 0248-88-8114

持ち物

- こども医療費受給資格者証
- 新たに被保険者になる方の振込先口座がわかるもの
(亡くなられた方が被保険者であった場合のみ)
- 新たに加入したこどもの健康保険資格確認書等(亡くなられた方が被保険者であった場合のみ)

市税などの口座振替廃止・変更手続き

◇亡くなられた方の口座を市税などの口座振替に登録されていた場合は、廃止や変更手続きが必要です。

1. 亡くなられた方の口座振替を廃止して納付書での納付をされる方

- (1) 亡くなられた方の口座のある金融機関または市役所収納課の窓口で口座振替の廃止手続きを行ってください。
- (2) 後日、ご遺族の方等に納付書が送付されます。

2. 別口座に登録口座を変更される方

- (1) 亡くなられた方の口座のある金融機関または市役所収納課の窓口で口座振替の廃止手続きを行ってください。
- (2) 新たに登録したい口座のある金融機関または市役所収納課の窓口で口座振替の変更手続きを行ってください。

※インターネットからも口座振替申請ができます（WEB口座振替申請）

受付窓口

- 市役所 2階 収納課
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 2階 収納課
- ☎ 0248-88-9126
- 各金融機関の窓口

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 登録したい口座の預金通帳と口座届出印
- 納税通知書または口座振替不能通知書など
(お問い合わせ番号・整理番号がわかるもの)

市税の手続き

◇市・県民税、固定資産税、都市計画税が課税されていた方が亡くなられた場合は、相続人代表者届出書の提出が必要です。

納税義務者が亡くなられ相続が生じた場合には、その納税義務は相続人に承継されます。亡くなられた後に納付する税額がある場合には、相続人に納付していただくことになります。なお、相続人全員が相続放棄した場合には、その納税義務は承継されません。

受付窓口

- 市役所2階 税務課
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所2階 税務課
- ☎ 0248-88-9124 市民税係
- ☎ 0248-88-9125 固定資産税係

その他

土地・家屋の相続登記については、下記にお問い合わせください。

福島地方法務局郡山支局
〒963-8539 福島県郡山市希望が丘31-26
☎ 024-962-4500

期限

亡くなられた日から2か月以内

持ち物

事前に電話でお問い合わせください。

原付バイク、小型特殊自動車の手続き

◇亡くなられた方が原付バイク(125cc以下)や小型特殊自動車(トラクターなど)を所有していた場合は、廃車や名義変更の手続きが必要です。

受付窓口

- 市役所2階 税務課
- 長沼・岩瀬・榊市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所2階 税務課
- ☎ 0248-88-9123

期限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- ・ナンバープレート（市内の方へ名義変更する場合は不要）
- ・届出人の本人確認書類
- ・標識交付証明書

障がい

各種障害者手帳の手続き

◇亡くなられた方が次のいずれかの手帳をお持ちだった場合は、手帳の返還などの手続きが必要です。

- 身体障害者手帳
- 精神障害者保健福祉手帳
- 療育手帳

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

- 市役所 1 階 社会福祉課 障がい福祉係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 社会福祉課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 2

持ち物

- 該当する手帳
- 届出人の印章 (シャチハタ印は不可)

重度心身障がい者医療費助成の手続き

◇亡くなられた方が重度心身障がい者医療費受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還などの手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

受付窓口

- 市役所 1 階 社会福祉課 障がい福祉係
- 長沼・岩瀬市民サービスセンター

問い合わせ先

- 市役所 1 階 社会福祉課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 8 1 1 2

持ち物

- 重度心身障がい者医療費受給者証
- 法定相続人 (配偶者、子、両親など) の預金通帳
- 届出人の身分証明書

特別障害者手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当、 特定疾患患者福祉手当、重度心身障害児介護手当の手続き

◇亡くなられた方が特別障害者手当などを受給されていた場合は、喪失手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 届出人(直系の同居親族)の預金通帳
- 届出人(直系の同居親族)の印章(シャチハタ印は不可)

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所1階 社会福祉課 障がい福祉係
- ☎ 0248-88-8112

自立支援医療費(精神通院医療)(更生医療)(育成医療)の手続き

◇亡くなられた方が上記自立支援医療受給者証をお持ちだった場合は、受給者証の返還が必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 自立支援医療受給者証

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所1階 社会福祉課 障がい福祉係
- ☎ 0248-88-8112

道路

道路、法定外公共物(水路など)の占用許可・使用許可

◇亡くなられた方が道路占用をしていたり、法定外公共物(水路など)を使用していた場合は、変更手続きが必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

受付窓口にお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所2階 道路河川課 維持係
- ☎ 0248-88-9148

山林・農地

山林に関する手続き

◇亡くなられた方が山林を所有していた場合は、手続きが必要です。
森林の土地の所有者届出書を提出してください。

期 限

死亡した日から90日以内に届出が必要です。
なお、遺産分割協議が調わない場合は、法定相続人の共有物として届出を行うことになります。

持ち物

- 登記事項証明書（登記完了証でも可能です）
- 土地の位置がわかる地図（公図でなくても結構です）

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所2階 農政課
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 4 0

農地に関する手続き

◇亡くなられた方が農地を所有していた場合は、手続きが必要です。
市役所での手続きは、法務局での相続手続きが済んでからになります。

期 限

相続登記完了後、早めにお手続きをしてください。

持ち物

- 登記完了証

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所2階 農業委員会事務局
- ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 6 5

memo

市営墓地に関する手続き

〈市営墓地を使用している方〉

- ◇市営墓地の使用者が亡くなられ、権利を継承して埋葬しようとする場合は、手続きが必要です。
- ◇市営墓地の使用者の方が、このたび亡くなられた方を市営墓地に埋葬しようとする場合は、手続きが必要です。

〈市営墓地〉

- 墓地公園
- 木之崎霊園
- 大山墓地

期 限

納骨の日が決まりましたらお手続きをしてください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所 2階 環境課 環境衛生係
- ☎ 0248-88-9129

※個々の状況によって要件や手続きの内容が異なりますので、事前にお問い合わせください。

持ち物

【権利継承の手続き】

- 墓所使用許可書
- 現使用者（亡くなられた方）が亡くなられたことを確認できる書類（火葬許可証、戸籍の証明書など）
- 新たに使用者になろうとする方の住民票（本籍地が表示されているもの）

【市営墓地使用者の方が、亡くなられた方を埋葬する場合】

- 墓所使用許可書
- 亡くなられた方の火葬許可証

市営住宅の手続き

◇市営住宅に入居されていた方が亡くなられた場合、次の手続きが必要となります。

【借主（名義人）が亡くなられた場合】

- 同居人が引き続き入居する場合
承継届出が必要です。ただし、要件がありますので詳しくはお問い合わせください。
- 単身世帯の場合
退去の手続きが必要です。

【同居人が亡くなられた場合】

異動届出が必要です。

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

個々の状況によって異なりますので、事前にお問い合わせください。

受付窓口・問い合わせ先

- 市役所 2階 建築住宅課
☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 5 2

その他

県営住宅に入居していた方が亡くなられた場合の手続きについては、次の受付窓口にお問い合わせください。

- 福島県県中地区県営住宅管理室
福島県郡山合同庁舎 北分庁舎1階
(福島県郡山市麓山1-1-1)
☎ 0 2 4 - 9 3 5 - 1 5 1 8

空き家になる場合

◇老朽化が進む前に、建物の利活用・売却・解体などについてご検討ください。

問い合わせ先

【解体したい】 ●施工業者の紹介

- (一社) 福島県建設業協会 須賀川支部 ☎ 0 2 4 8 - 7 5 - 1 1 6 1
- (一社) 福島県解体工事業協会 ☎ 0 2 4 - 5 6 5 - 5 3 6 8

【売りたい・●不動産事業者の紹介

- 貸したい】 (公社) 福島県宅地建物取引業協会 郡山支部 ☎ 0 2 4 - 9 3 3 - 5 3 2 3
- (公社) 全日本不動産協会 福島県本部 ☎ 0 2 4 - 9 3 9 - 7 7 1 5

【支援制度等の案内】 ●市役所 2階 建築住宅課 ☎ 0 2 4 8 - 8 8 - 9 1 5 1

上下水道の手続き

◇以下の方が亡くなられた場合は、手続きが必要です。

【水道の給水装置を所有または管理する名義人】

- ・権利の変更

【上下水道の使用名義人】

- ・使用名義人の変更
- ・引き落とし口座の変更

【公共下水道の使用人数の変更】

- ・井戸水を利用している場合の人数の変更

期 限

早めにお手続きをしてください。

持ち物

変更する預金通帳と口座届出印

※引き落とし口座を変更する場合のみ

受付窓口・問い合わせ先

市役所東側1階 水道お客さまセンター
(株) アクアテクノ須賀川

権利変更のお問い合わせ ☎ 0248-72-8168

料金関係のお問い合わせ ☎ 0248-63-7111

memo

市役所以外での主な手続き一覧 (参考)

項目	主な手続き	該当	問い合わせ先など
公的年金 (国民年金、厚生年金など)	・未支給年金の請求 ・遺族厚生年金の請求など	<input type="checkbox"/>	郡山年金事務所 〒963-8545 福島県郡山市桑野1丁目3番7号 ☎ 024-932-3434 (自動音声) 8:30~17:15
共済年金	給付手続き	<input type="checkbox"/>	各共済組合
預貯金口座など	預貯金相続など	<input type="checkbox"/>	各金融機関など
生命保険など	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	名義変更、解約など	<input type="checkbox"/>	加入していた生命保険会社または代理店
株式、債券など	名義変更など	<input type="checkbox"/>	各証券会社や各金融機関など
普通自動車	自動車税に関する手続き	<input type="checkbox"/>	福島県県中地方振興局県税部 〒963-8540 福島県郡山市麓山1丁目1番1号 郡山合同庁舎 ☎ 024-935-1261 8:30~17:15
	名義変更、廃車など	<input type="checkbox"/>	東北運輸局 福島運輸支局 〒960-8165 福島県福島市吉倉吉田54番地 ☎ 050-5540-2015 (ヘルプデスク) 8:45~11:45 13:00~16:00
軽自動車	名義変更、廃車など	<input type="checkbox"/>	軽自動車検査協会 福島事務所 〒960-8165 福島県福島市吉倉字谷地18番地1 ☎ 050-3816-1837 (コールセンター) 8:45~11:45 13:00~16:00
バイク (125cc超)	名義変更、廃車など	<input type="checkbox"/>	東北運輸局 福島運輸支局 〒960-8165 福島県福島市吉倉吉田54番地 ☎ 050-5540-2015 (ヘルプデスク) 8:45~11:45 13:00~16:00
国税関係	・相続税に関すること ・所得税、消費税申告に 関すること	<input type="checkbox"/>	須賀川税務署 〒962-0844 福島県須賀川市東町135番地1 ☎ 0248-75-2194 (自動音声案内) 8:30~17:00
不動産登記関係	土地、家屋等所有者の移転 (相続) 登記に関すること	<input type="checkbox"/>	福島地方法務局郡山支局 〒963-8539 福島県郡山市希望が丘31番26号 郡山第2法務総合庁舎 ☎ 024-962-4500 (自動音声案内) 8:30~17:15
遺言書	遺言書の検認、開封	<input type="checkbox"/>	福島家庭裁判所郡山支部 〒963-8566 福島県郡山市麓山1丁目2番26号 ☎ 024-932-5656
相続放棄	相続放棄の申立て	<input type="checkbox"/>	
遺産分割協議	遺産分割協議の申立て	<input type="checkbox"/>	

項目	主な手続き	該当	問い合わせ先など
県営住宅	異動、継続入居、退去手続きなど	<input type="checkbox"/>	福島県県中地区県営住宅管理室 〒963-8540 福島県郡山市麓山1丁目1番1号 郡山合同庁舎北分庁舎1階 ☎ 024-935-1518
外国籍住民	在留カード、特別永住者証明書の返還など	<input type="checkbox"/>	仙台出入国在留管理局郡山出張所 〒963-8585 郡山市希望ヶ丘31番26号 ☎ 024-962-7221
指定難病（特定疾患）医療受給者の方		<input type="checkbox"/>	福島県県中保健福祉事務所（県中保健所）健康増進課 〒962-0834 福島県須賀川市旭町153番地1 ☎ 0248-75-7814
小児慢性特定疾病医療受給者の方	受給者証の返還など	<input type="checkbox"/>	福島県県中保健福祉事務所（県中保健所）保健福祉課 児童家庭支援チーム 〒962-0834 福島県須賀川市旭町153番地1 ☎ 0248-75-7809 ☎ 0248-75-7810
運転免許証	返納	<input type="checkbox"/>	須賀川警察署 〒962-0831 福島県須賀川市八幡町19番地7 ☎ 0248-75-2121（代表）
クレジットカード	解約	<input type="checkbox"/>	各契約会社
固定電話・携帯電話	契約承継・解約	<input type="checkbox"/>	
電気・ガス料金など		<input type="checkbox"/>	
インターネット		<input type="checkbox"/>	
NHK受信料		<input type="checkbox"/>	
ケーブルテレビ		<input type="checkbox"/>	各契約会社

亡くなられた方が会社員だった場合 (参考)

亡くなられた方の勤務先において、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。詳しくは勤務先にお問い合わせください。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書 (社員証など) の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は医療保険制度に加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽや勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	遺族厚生年金は、厚生年金保険の被保険者中または被保険者であった方が亡くなられたときで、その方によって生計維持されていた遺族が受けることができます。 10ページをご覧ください。

亡くなられた方が個人事業主だった場合 (参考)

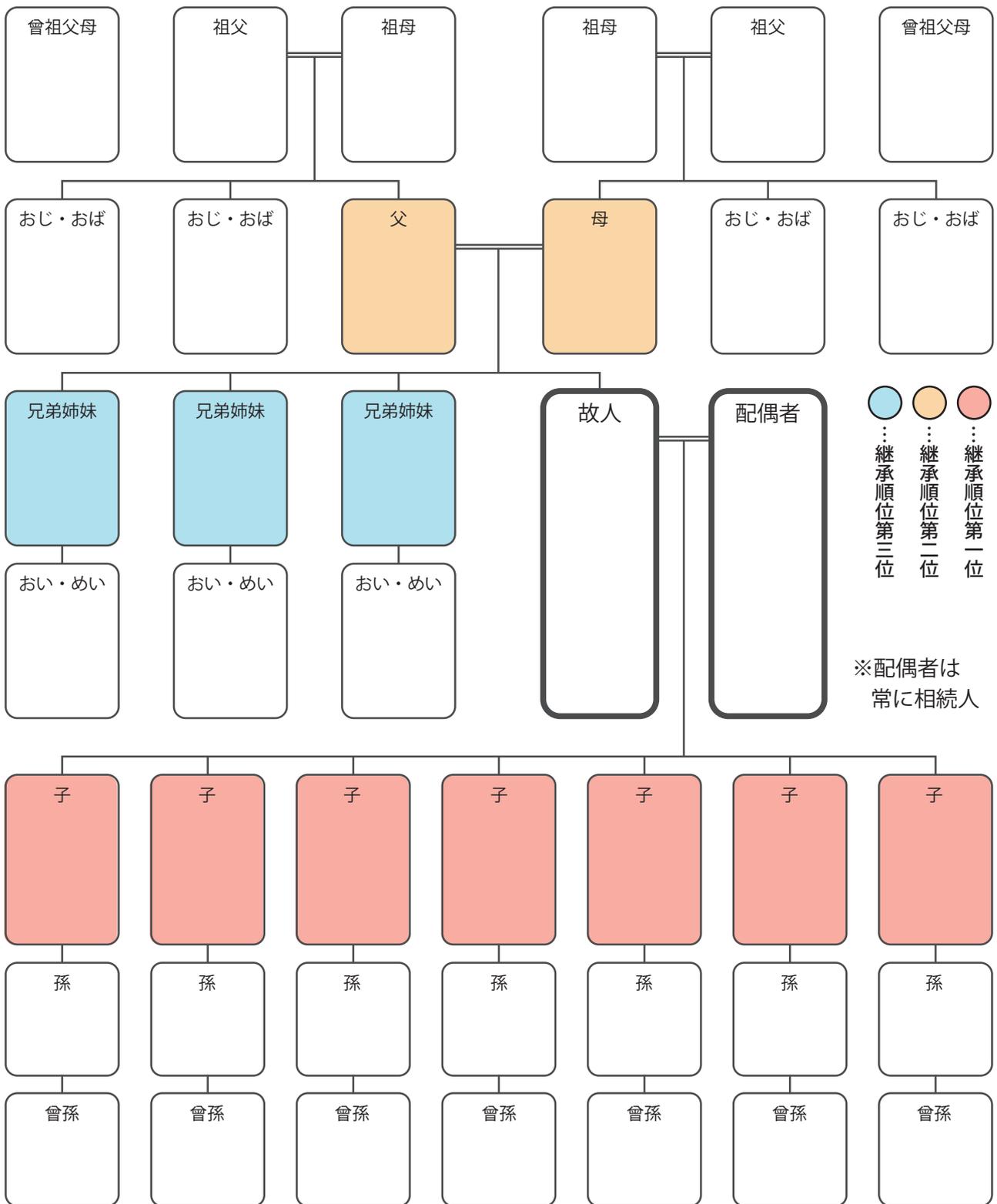
亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。なお、事業承継する場合には、相続での手続きが必要です。詳しくは税務署にお問い合わせください。

項目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。
事業廃止届出書		
個人事業の開業・廃業など届出書	1か月以内	須賀川税務署 ☎ 0248-75-2194 (自動音声案内)
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで	

相続に関する手続き (参考)

項目	期 日	備 考
相続人の調査、確定	速やかに	相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。本籍地またはお住まいの市町村の窓口で請求してください。また、取得には関係性が確認できる戸籍謄本や理由を確認できる資料などが必要な場合があります。
遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。公正証書遺言は、最寄りの公証役場で検索してください。
遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせることで、相続財産を知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
遺産分割協議 (協議書の作成)		亡くなられた方や被相続人の預金通帳や郵便物から調査し、各事業者に問い合わせをしてください。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得してください。
相続放棄、限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
所得税の準確定申告	4か月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日まで確定した所得金額や税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告と納税をしなければなりません。
相続税の申告、納付	10か月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額 3,000万円+600万円×法定相続人の数
不動産(土地・建物)の相続登記	相続で取得を知った日から 3年以内	令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。期間内に法務局に申請する必要があります。

ご遺族メモ / 家系図(3親等内の親族)



「法定相続情報証明制度」をご利用ください

この制度は、相続人が法務局に必要な書類（相続人の一覧図や戸除籍謄本等）を提出し、登記官が内容を確認した上で、法定相続人が誰であるかを登記官が無料で証明する制度です。

相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種手続きで戸籍書類一式の提出が省略可能となり、相続手続きの負担が軽減されますのでご利用ください。

詳しくは、法務局のホームページをご覧ください。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先にご確認ください。

ご遺族メモ / 故人の財産

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

手続きチェックリスト

市役所での手続き

市役所以外での主な手続き一覧

その他の主な手続き

記入例

委任者（頼む方）が代理人欄も含めたすべてを
自署してください

委 任 状

代理人（窓口に来る方）

住 所 須賀川市八幡町135番地

氏 名 須賀川 太郎

生年月日 昭和60年1月1日生

私は、下記委任事項につき、上記の者を私の代理人と定め、その権限を委任します。

記

委任する内容を具体的に記入してください

委任する内容 証明書の交付請求に関すること

戸籍謄本 ○通

戸籍抄本（須賀川 花子分）1通

住民票の写し○通

令和 6年 3月 1日

須賀川市長 様

委任状を記入した日

委任者（頼んだ人）

住 所 須賀川市中町1番地

氏 名 須賀川 花子

㊞

生年月日 平成元年12月31日

委 任 状

代理人（窓口に来る方）

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

私は、下記委任事項につき、上記の者を私の代理人と定め、その権限を委任します。

記

委任する内容

令和 年 月 日

須賀川市長 様

委任者（頼んだ人）

住 所

氏 名

印

生年月日



えんの旅

想いと縁を旅に。
あなたの“叶えたい”から創る、
新しい旅行サービス



えんの旅は、大切な人のご縁を深め、思い出に残る旅行体験を提供する、プロのコーディネーターが寄り添う旅行会社です。単なる観光だけではなく、あなたの“叶えたい”想いやご要望に合わせたオリジナルプランをご提案し、思い出を積み重ねながら心に寄り添う“ご縁”を育んでいきます。

例えばこんな旅



1周忌や3回忌に。
大切な思い出の場所を
巡る旅

大切なご家族と過ごした懐かしい場所や、思い出の時間が待つ土地へ。初めて出会った場所やプロポーズの地、一緒に泊まった旅館など、旅をしながら故人を偲ぶ機会をおつくりいたします。



子どもたちへ
プレゼントする
三世代旅行

「結婚や就職で遠くに離れて住むことになった息子・娘と旅行に行きたい」「孫と一緒に旅行に行きたい」そんな風に思うことはありませんか？ 思い切って、お子さんたちへのサプライズ旅行を一緒に計画しましょう。思い出に残る旅をご支援いたします。



自分へのご褒美に！
一人旅行で
自由な自己発見旅

自分の「好き」を詰め込んだ旅行を、自分へのご褒美に。ワクワク感を満たし、新たな自分を発見してみませんか？

その他、「終活バスツアー」や「貸切クルーズツアー」など企画ツアーもございます。季節に応じてご案内しておりますので、ホームページをご覧ください。



まずはお気軽にご相談ください。ご予約・お問い合わせ

ホームページ



0120-302-282

(一社)全国旅行業協会正会員
東京都知事登録旅行業第2-8325号

受付時間：9:00～18:00 HP：<https://en-no-tabijp>

えんの旅



2024年4月1日から相続登記義務化スタート!

スマホ・パソコンで
ご葬儀後の必要な相続手続きがすぐわかる!



オンライン 1分無料診断

簡単かつ迅速にあなたの相続手続きに関する状況を診断することができます!
まずは無料診断で、早めの対策を始めてみましょう!

法定相続人の
人数は
わかりますか?

該当する
相続財産を
お選びください

相続税の申告は
必要ですか?

※質問の答えが不明な場合、不明・
わからないを選択すれば手続きが
確認できます。
※実際の回答画面とは異なります。

すべて1クリック!
簡単な**3つ**の
質問でわかる!

1分
で
わかる!

こんな方におすすめ!

- 相続手続きが初めての方
- 必要な書類や
手続きを知りたい方
- 専門家の
サポートが欲しい方

▶オンライン1分無料診断はこちらから!

<https://www.i-sozoku.com/> 



通話料無料

☎0120-992-467

受付時間

平日 9:00~19:00 / 休日 9:00~18:00

運営元: 株式会社鎌倉新書 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階

発行 須賀川市

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発行年 2025年6月

